	第２４回中城村農業委員会会議（総会）議事録 １．招集年月日　　令和７年８月２５日（月） ２．招集の場所　　中城村役場　会議室２－３ ３．開 催 日 時　　令和７年８月２５日　　１４時００分から１７時００分 ４．出 席 委 員 　　１番　比嘉　盛安（会長） 　　２番　花城　康樹（会長職務代理者） 　　３番　川田　哲也 　　４番　比嘉　康雄 　　６番　屋良　照枝 ５．欠 席 委 員 　　５番　小橋川　達則 ６．議 事 日 程 　第１　会期について 　第２　議事録署名人及び書記の指名について 　第３　案　件 　　議案第７８号　農地法第３条の規定による許可申請について 　　議案第７９号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について 　　議案第８０号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について 　　議案第８１号　非農地証明交付申請の承認について 　　報告第１６号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について ７．出 席 職 員 　事務局長　仲村　武宏 　農政係長　山下　大作 ８．会議の概要
議長（会長）	ただいまより第24回農業委員会総会を開会します。 会期について、今日１日のみでよろしいでしょうか。 「異議なし」の声あり 異議なしの声がありますので、本日25日、１日限りと決定します。 議事録署名人の指名ですが、６番屋良照枝さんと２番花城康樹さんで議事録署名議員をお願いします。 書記の指名は山下係長でお願いをします。 それでは主要業務報告をいたします。 ８月３日　農地利用状況調査、津覇の上地区を行いました。 ８月５日　13時30分から15時まで農業委員会の担い手の意見交換会　役場３階大会議室 ８月６日　午前10時から12時まで中城村のまちづくり検討委員会　役場３階大会議室 同じ６日　農業委員会の常設審議会。これが南風原町の土地改良会館で行われました。 ８月10日　農地利用状況調査、奥間地区です。 ８月16日　農地利用状況調査、これは安里と当間国道沿いです。 ８月18日　13時から14時まで中部地区農業委員会会長事務局長会議　うるま市役所

議長（会長）	８月20日　認定審査会、これは10時から12時です。役場２階会議室で行いました。 対象者は新規就農者で、品目マンゴ―の方が認定を受けることになりました。 ８月20日　さとうきび生産組合及び協議会の合同役員会 ８月21日　第４回中城村土地利用構想検討委員会、13時から15時です。 ８月22日　９時から第24回農業委員会総会事前打ち合わせ　役場２階会議室 ８月24日　農地利用状況調査、当間地区です。 ８月25日　第24回農業委員会総会 以上で主要の報告です。 それでは案件のほうに申します。４番目です。議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号まで一括して説明を事務局よりお願いします。
事務局	皆さん、お疲れさまです。早速ですが、お配りした資料に沿って説明していきたいと思います。 （議案第78号を議案書をもとに朗読） 次に、議案第78号について補足説明をいたします。 １番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図る為に、譲渡人より申請地の権利を取得するものであります。 この申請人が確保する農業機械等の導入台数３台、農作業従事日数200日、営農計画（作目：サトウキビ）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計1,110㎡です。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。 よって、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。 次に番号２番は、借受人が農業経営の規模拡大を図る為に、貸付人より申請地の使用貸借するものであります。 この申請人が確保する農業機械等の導入台数３台、農作業従事日数322日、営農計画（作目：蜜源作物）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計4,475㎡です。また、今回の権利取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。 よって、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。以上になります。 次に５ページをお開きください。 （議案第79号を議案書をもとに朗読） 次に、議案第79号について補足説明をいたします。 １番は、申請人が申請地を駐車場に利用するため転用するものであります。 申請地は、農用地区域内にある農地以外の農地で市街地の区域内にある農地です。また上下水道が整備された沿道の区域にあり、半径おおむね500m以内に公共的施設が２施設あり

	ます。転用による農地の集団性への影響は軽微であり、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第２の１の（１）のエの（ア）のaの（a）、第３種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当と思われます。 次に、番号２番は、申請人が申請地に一般住宅を建築する為、転用するものであります。 申請地は、農用地区域内にある農用以外の農地で市街地が著しく区域内にある農地です。また街区の面積に占める宅地面積の割合が40％を超えています。転用による農地の集団性への影響は軽微であり、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第２の１の（１）のエの（ア）のbの（b）、第３種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当と思われます。以上になります。 次に８ページをお開きください。 （議案第80号を議案書をもとに朗読） 次に、議案第80号について補足説明をいたします。 １番は、譲受人が申請地を堆肥工場に利用する為に、譲渡人より申請地の権利を取得し、転用するものであります。 申請地は、農用地区域内にある農地ですが、運用通知第２の１の（１）のアの（イ）のb、農用地利用計画において指定された用地に供する農業用施設用地であり、不許可の例外に該当するものと判断されます。また、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地等もありません。 なお、当該申請地は許可後に、平成23年６月許可（内面積1,410㎡）及び平成25年７月許可（内面積1,006㎡）の農用地と一帯利用する計画であります。 次に２番は、借受人が申請地を資材置場として使用する為、貸付人より申請地を賃貸借し、転用するものであります。 申請地は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する10ヘクタール未満規模の小集団の農地の区域にあり、申請地は縁辺部に位置し、農地の集団性への影響は軽微であり、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第２の１のオの（ア）のb、第２種農地に該当するものと判断されます。また、転用する面積も妥当であり、ほかに代替する土地等もありません。以上になります。 次に11ページをお開きください。 （議案第81号を議案書をもとに朗読） 次に、議案第81号についての補足説明をいたします。 １番の非農地証明でありますが、申請地は20年以上耕作放棄され、今後も農地として利用することは困難であり、農地行政上も特に支障がないことから、現況証明・非農地証明取扱要領第２条第２項ウに該当すると思われ、農地法第２条に規定する農地または採草放牧地でないことの証明が妥当だと思われます。以上になります。
議長（会長）	提案理由の説明が終わりました。休憩をとって現場調査にまいります。 休憩をいたします。 （　現　地　調　査　）

議長（会長）	再開いたします。 議案第78号　農地法第３条の規定による許可申請について、審議に入ります。ご質問、確認等ありましたら挙手でお願いします。 「進行」の声あり
議長（会長）	進行の声があります。進行いたします。 どなたか。４番どうぞ。
４番	議案第78号　農地法第３条の規定による許可申請についてでありますが、先ほど事務局からの説明も受けて、休憩を挟み現場確認をしてまいりました。１番、２番とも規模拡大のための用地取得でありますので、本人は許可したいと思います。
議長（会長）	ただいまの御意見に異議ございませんか。 「異議なし」の声あり
議長（会長）	異議なしでありますので、議案第78号については許可といたします。 議案第79号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について、審議に入ります。質問、疑問等がありましたらお願いします。 「進行」の声あり
議長（会長）	進行の声があります。進行します。 どなたか。２番どうぞ。
２番	議案第79号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見についてでありますが、事務局より提案理由の説明を受けまして、休憩を取り現場確認をいたしました。１番は申請地の周辺に農地はありませんし、２番は特に農業上の問題はありませんので、本員は許可相当としたいと思います。
議長（会長）	ただいまのご意見に異議ございませんか。 「異議なし」の声あり
議長（会長）	異議なしでありますので、議案第79号については許可相当といたします。 続きまして、議案第80号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、審議に入ります。ご質問、疑問等がありましたらお願いします。 「進行」の声あり
議長（会長）	進行の声があります。進行いたします。 ほかにどなたか。４番どうぞ。

４番	議案第80号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見についてでありますが、１番の南浜にある生産法人の堆肥工場の設置について、また、２番目については、資材置場ということで、本員は許可相当としたいと思います。
議長（会長）	ただいまのご意見に異議ございませんか。 「異議なし」の声あり
議長（会長）	異議なしでありますので、議案第80号については許可相当といたします。 続きまして、議案第81号　非農地証明交付申請の承認について、審議に入ります。ご質問、疑問等がありましたらお願いします。 「進行」の声あり
議長（会長）	進行の声があります。進行いたします。 ほかにどなたか。２番どうぞ。
２番	議案第81号　非農地証明交付申請の承認についてでありますが、事務局より提案理由の説明を受けまして、現場確認をいたしました。１番斜面の狭小地でありますし、水もないところでもありますし、そこに特に問題はありませんので、本員は承認をしたいと思います。
議長（会長）	ただいまのご意見に異議ございませんか。 「異議なし」の声あり
議長（会長）	異議なしでありますので、議案第81号については承認といたします。 審議事項は終わりました。あとは報告のほうを事務局よりお願いします。
事務局	13ページをお開きください。 （報告第16号を議案書をもとに朗読） 報告第16号についてご説明いたします。 市街化調整区域の農地をあらかじめ農業委員会に届出て、権利移動と農地以外のものに転用をすることにつきましては、農地法第４条第１項及び第５条第１項に規定される許可は不要とされているもので、今回は５条の届出が８件ありました。内容は記載のとおりで、添付資料も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上です。
議長（会長）	以上をもって総会、審議事項は終了となります。 第24回農業委員会総会を閉会いたします。

	閉会１７時００分 中城村農業委員会規則30条第２項の規定によりここに署名する。 中城村農業委員会会長　　比　嘉　盛　安 議事録署名人 ６番委員　　屋　良　照　枝 議事録署名人 ２番委員　　花　城　康　樹